

# EKK グリーン調達ガイドライン

初版 2022年4月  
イーグル工業株式会社

## 1. はじめに

当社は、1964年の設立以来、自動車、船舶、航空機等の輸送用機器や、ポンプ、コンプレッサーをはじめとした回転機械向けに、メカニカルシール、特殊バルブ、ベローズ製品等を世界中に提供してまいりました。固有技術を活かして世界中の人々のくらしや産業分野に貢献するという使命を果たすため、環境問題をはじめとする社会課題の解決に向けた技術の開発や環境保全活動の各種施策に取り組んでおります。

当社がお客様の期待に応え、社会から信頼される製品をお届けするためには、原材料や部品等のメーカー様、各種委託先様等のパートナー企業様と協力し、原材料の調達から廃棄まで、製品のライフサイクル全体において環境負荷を低減することが重要であると考えております。

この「EKK グリーン調達ガイドライン」は、当社からパートナー企業様へご協力をお願いしたい取り組み事項をまとめたものです。パートナー企業様におかれましては、本ガイドラインにもとづき、当社の調達活動へご協力いただけますようお願いいたします。

専務取締役 安全環境品質管理室長 安部 信二

## 2. EKK の環境保全活動への考え方

EKK グループの主要製品であるメカニカルシールは、機械の中で使用される油等の液体やガス等の気体が機械の外に漏れ出すことを防ぐ役割があります。こうした液体・気体の漏えいは環境汚染につながるため、高品質・高性能な製品を提供することが、環境保全に貢献すると考えています。さらに、環境方針を掲げて環境保全活動に取り組み、製品を製造する工程においても、環境負荷をできる限り低減するさまざまな取り組みを進めています。

### 環境方針

#### 基本理念

イーグル工業株式会社及びそのグループ会社は、企業が社会の一員であること、及び私達が生産するシール・機器製品等は公害防止・省エネルギー等の環境保護に寄与する製品であることを踏まえ、事業の活動、製品及びサービスが地球規模での環境影響に深く関わりを持つことを自覚し、コンプライアンス（順法の精神）を活動の原点とし、自主的・継続的に地球環境の保全に取り組みます。

#### 行動指針



製品の開発にあたっては、環境影響に配慮します。



ライフサイクルの視点を考慮し、省資源・省エネルギー・温室効果ガス削減に努めます。



廃棄物の低減と、持続可能な資源の利用のため再資源化に努めます。



生物多様性を考慮した環境影響の継続的改善及び汚染の予防に努めます。



法規制及び同意するその他の要求事項を順守します。（その他の要求事項とは、例えば「加入している工業会の環境指針」等をいいます。）



マネジメントレビューを通して環境目的・目標を設定し、適切な頻度で見直し、環境パフォーマンスの継続的向上を図ります。

### 3. パートナー企業様へのお願い

#### (1) 当社への納入品に関する順守事項

当社とパートナー企業様で締結している取引基本契約書にも記載しておりますが、当社への納入品については、環境関連法令の規制を順守していただけますようお願いいたします。環境関連法令以外にもお客様からの要求で個別のお願いをすることがありますので、その場合には、当社が提示する仕様にもとづいたご対応をお願いいたします。

当社の各部門が要請した際は、当社への納入品に関する化学物質の含有情報のご提出をお願いいたします。情報の形式は、都度、当社が指定いたします。

本ガイドラインが対象とする納入品の詳細については「表-1」、当社が管理する主要な法規制及び業界標準については「表-2」をご確認ください。

表-1 納入品の対象及び定義

対象	定義
原材料、部品	当社製品の一部を構成するもの 注：当社が支給する原材料、部品のみを使用し、かつ、化学物質を添加しない加工品（機械加工、熱処理等）は除きます。
副資材	当社が副資材扱いで購入し、当社製品の一部になるもの
包装・梱包資材	当社が出荷する製品の包装・梱包に使用するもの
設備、計測機器、治工具、金型	当社製品の製造工程、検査工程で使用するもの
一括外製品	当社が設計し、当社製品として製造請負を委託するもの

表-2 当社が管理する主要な法規制及び業界標準

No.	法規制及び業界基準	対象の納入品 (●が対象を示します。)	
		船舶の一部を 構成する納入品	左記以外の 納入品
1	(日本) 化審法 第一種特定化学物質	●	●
2	(米国) 有害物質規制法 (TSCA) 使用禁止または制限物質 (第 6 条)	—	●
3	(EU) ELV 指令	—	●
4	(EU) RoHS 指令 Annex II	—	●
5	(EU) POPs 規則 Annex I	—	●
6	(EU) REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) 及び Annex XIV (認可対象物質)	—	●
7	(EU) REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)	—	●
8	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	—	●
9	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	—	●
10	シップリサイクル条約	●	—

(2) 環境管理体制の整備

パートナー企業様における継続的な環境負荷低減のため、ISO14001 またはエコアクション 21 の外部認証取得、またはそれに準じた管理をお願いいたします。

(3) 環境関連規制の順守

環境法令及び条例に関しましては、当社への納入品に限らず、パートナー企業様の事業活動のすべてにおいても順守をお願いいたします。なお、環境に対して重大な影響（大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭等）を与える事象が発生した場合は、速やかに当社調達部門へご連絡をお願いいたします。

(4) 事業活動における環境負荷の低減

次の活動にお取り組みいただき、パートナー企業様における環境負荷の低減をお願いいたします。

- a. 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>、フロン等）排出量の把握
- b. 廃棄物の削減
- c. 水の有効利用
- d. PRTR 制度対象化学物質の使用量の把握
- e. VOC の使用量の把握
- f. 生物多様性への配慮
- g. 従業員の環境意識向上

(5) 輸送時の環境負荷の低減

エコドライブ、低燃費車両の導入等、パートナー企業様と当社間の物流に関わる CO<sub>2</sub> 排出量の削減をお願いいたします。

4. パートナー企業様からご提出いただく書類

当社は、3年ごとに、「EKK グリーン調達アンケート」(様式-1)のご提出をパートナー企業様へ依頼し、「3. パートナー企業様へのお願い」に示す項目について、パートナー企業様の取り組み状況を確認させていただきます。当社調達部門へのご提出をお願いいたします。

パートナー企業様で取り組みが不足している（本アンケートの回答が「いいえ」となる）項目がある場合は、取り組みの改善をお願いいたします。

## 5. 適用範囲

本ガイドラインは、下表に示す当社グループ会社への納入品に適用します。

表-3 EKKグリーン調達ガイドラインの適用範囲

No.	会社名	地域
1	イーグル工業株式会社	日本
2	イーグルブルグマンジャパン株式会社	日本
3	岡山イーグル株式会社	日本
4	島根イーグル株式会社	日本
5	広島イーグル株式会社	日本
6	北海道イーグル株式会社	日本
7	イーグルハイキャスト株式会社	日本
8	株式会社バルコム	日本
9	Eagle Industry(Wuxi) Co., Ltd.	中国
10	NEK Co., Ltd.	韓国
11	Eagle Industry Taiwan Corporation	台湾
12	EKK Eagle(Thailand) Co., Ltd.	タイ
13	P.T. Eagle Industry Indonesia	インドネシア
14	EKK Eagle Products India Pvt. Ltd.	インド
15	Eagle Simrax B.V.	オランダ
16	Eagle Industry France S.A.S.	フランス
17	Eagle ABC Technology	フランス
18	Eagle Industry Hungary Kft.	ハンガリー
19	EKK Eagle Industry Mexico S.A. de C.V.	メキシコ

## 6. 本ガイドラインの取扱い

- (1) 当社または当社グループ会社と新規に取引をしていただくパートナー企業様には、取引を開始する際、各社の調達部門より本ガイドラインについてご連絡いたします。
- (2) 当社は、3年ごとに本ガイドラインの内容を見直し、必要な場合は改訂いたします。当社が本ガイドラインを改訂した場合は、改訂の都度、各社の調達部門より対象のパートナー企業様へご連絡いたします。

## 7. 情報の管理

当社が本ガイドラインにもとづいて入手したパートナー企業様の情報は、当社のグリーン調達推進においてのみ使用し、パートナー企業様の許可なく当社外には公表いたしません。

## 8. 用語集

- (1) ISO14001  
“International Organization for Standardization”（国際標準化機構）が発行している国際規格の一つである。企業等の組織が環境マネジメントシステムを構築し、継続して運用するための要求事項を定めている。
- (2) エコアクション 21  
環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムである。ISO14001 をベースに中小事業者でも取り組みやすい環境経営システムのあり方を定めている。
- (3) PRTR 制度  
“Pollutant Release and Transfer Register”（化学物質排出移動量届出制度）の略称である。対象の化学物質を製造または使用する事業者が環境への排出量と移動量を届け出て、国が集計し、公表している。
- (4) VOC  
“Volatile Organic Compounds”（揮発性有機化合物）の略称である。蒸発しやすく、大気中で気体となる有機化合物の総称で、トルエン、ベンゼン、ジクロロメタン等がある。



(5) 化審法

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の略称である。新規化学物質の事前審査制度、上市後の化学物質の継続的な管理制度を設けている。

(6) 米国有害物質規制法（TSCA）

“Toxic Substances Control Act”の略称である。「TSCA インベントリ」と呼ばれる化学物質のリストに記載されていない化学物質の製造及び輸入について事前の届出を義務付けている。

(7) 欧州 ELV 指令（廃自動車指令）

“End-of Life Vehicles Directive”の略称である。使用済の自動車が環境に与える負荷を低減するため、自動車への鉛、カドミウム、水銀及び六価クロムの使用を制限している。

(8) 欧州 RoHS 指令（特定有害物質使用制限指令）

“Restriction of Hazardous Substances Directive”の略称である。電気・電子機器への鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、フタル酸エステル類 4 物質（DEHP、DBP、BBP、DIBP）の使用を制限している。

(9) 欧州 POPs 規則

“POPs”は、“Persistent Organic Pollutants”（残留性有機汚染物質）の略称である。POPs の減少を目的としたストックホルム条約の、EU における国内法である。

(10) 欧州 REACH 規則

“Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals”の略称である。化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則で、サプライチェーン上の情報伝達も義務付けている。

(11) Global Automotive Declarable Substance List（GADSL）

自動車業界で管理対象とする化学物質のリストをいう。

(12) IEC 62474

国際電気標準会議（International Electrotechnical Commission）が発行している国際規格をいう。電気電子機器製品に関する含有化学物質の情報伝達について規定している。

(13) シップリサイクル条約（船舶再資源化香港条約）

500 国際総トン以上の船舶に対して、材料宣誓書及びインベントリ（船舶に存在する有害物質の一覧表）の作成と維持管理、所管官庁が承認した船舶リサイクル施設での解体とリサイクルを義務付けている。

9. 改訂履歴

No.	制定または改訂年月	内容
0	2022年4月	新規制定

---

---

お問合せ先

本ガイドラインに関するお問合せは、パートナー企業様とお取引のある当社調達部門へお願いいたします。

発行部署

イーグル工業株式会社 経営企画室 SCM 部

イーグル工業株式会社 安全環境品質管理室 安全環境管理部

---

---